平成２３年（フ）第１７５２号
横浜市泉区上飯田町2888番地１　レオパレス坂之台ビレッジ106号
債務者　杉本　裕志
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８５６号
横浜市戸塚区品濃町１番地１　シャトレー戸塚ガーデン405号
債務者　日笠　隆之
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８５７号
横浜市戸塚区品濃町１番地１　シャトレー戸塚ガーデン405号
債務者　日笠　美保
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０８３号
神奈川県藤沢市下土棚2301番地の４　フォーシーズン201
債務者　中村　雄一
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１０６号
神奈川県綾瀬市大上４丁目16番16号、住民票上の住所神奈川県綾瀬市大上６丁目12番25号山田方
債務者　細川　　弾
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１０７号
神奈川県鎌倉市手広５丁目３番４―106号
債務者　村上　信之
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４０号
静岡県富士市厚原509番地の３　レンクスＩＴＯＩ―Ｃ、前住所静岡県富士市伝法714番地の21
債務者　篠原由紀子（旧姓細谷）
１　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月28日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１９１０号
横浜市港北区篠原北１丁目11番３号　岩岡コーポ202
債務者　藤永　大祐
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０８８号
横浜市磯子区岡村４丁目34番23号
債務者　上野　覚三
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２号
熊本県天草市有明町須子886番地
債務者　五嶋　義文
１　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月６日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第２７号
石川県鹿島郡中能登町久乃木リ部36番地アーク鹿島１号棟１階101号室、住民票上の住所石川県七尾市飯川町さ部16番地１
債務者　田畠　知幸
１　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月７日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第４４５号
岡山市南区泉田400番地11　三木荘８号
債務者　髙尾あすみ
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２１５号
神奈川県川崎市麻生区百合丘３丁目19―13―104
債務者　島村　惠子
１　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３０９号
東京都世田谷区赤堤５丁目８―18―201
債務者　森　由美子（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３２３号
東京都足立区椿２丁目26―１―106
債務者　松崎　　正
１　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部